

安八町障害者活躍推進計画

令和2年3月
安八町長
安八町教育委員会

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍推進に関する取り組みに関する計画」（障害者活躍推進計画）を作成することとされました。

これに伴い、安八町と安八町教育委員会は連携して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に取り組むため、「安八町障害者活躍推進計画」を策定しました。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 安八町における障害者雇用に関する課題

町長部局においては、令和元年6月1日時点で法定雇用率が未達成である。このため、令和元年から令和2年までを計画期間とする障害者採用計画を作成して、法定雇用率の達成に向けて取り組んでいるところである。

3. 目標

（1）採用に関する目標

【町長部局】

実雇用率を、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上にする。

（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.61%

【教育委員会部局】

計画期間内に新たに障害者1名の採用を目指す。

（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.41%

※評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

【町長部局・教育委員会部局共通】

不本意な離職者を極力生じさせない。

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

4. 取組内容

特に記載のない項目は、町長部局・教育委員会部局共通の取組内容である。

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

①町長部局における障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

教育委員会部局における障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任する。

②障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

③障害者が配属されている部署の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」などの研修を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

①身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

②新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

②なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

③大学生を対象としたインターンシップの中で障害学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。

④募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ⑤時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- ⑥年2回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
- ⑦中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

（４）その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。